

## 令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会 議事録

■日時 令和6年11月26日（火曜日）午後1時30分～午後1時49分

■場所 対面及びオンラインの併用

### ■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、日下委員、堤委員、羽染委員、速水委員、  
廣江委員、水本委員、宗方委員、渡部委員

### ■議事内容

#### 1 答 申

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案  
⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術  
指針」に従って行われたものであると認められること並びに【騒音・振動】及び  
【風環境】に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一  
致で知事へ答申

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

## 受 理 報 告 (11 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	六本木五丁目西地区市街地再開発事業	令和6年10月31日
2 事 後 調 査 報 告 書	川口土地区画整理事業（工事の施行中その3）	令和6年9月24日
	西武鉄道新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業（工事の施行中その2）	令和6年9月30日
	東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業（工事の施行中その7）	令和6年10月18日
	（仮称）新ごみ焼却施設整備事業（工事の施行中その2）	令和6年10月22日
3 変 更 届	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	令和6年10月18日
	東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）	令和6年10月21日
4 着 工 届 （事後調査計画書）	都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業	令和6年10月10日
	東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業	令和6年10月28日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
5 完 了 届	東京都市計画道路環状題2号線 (中央区晴海四丁目～銀座八丁目 間) 建設事業	令和6年10月10日

令和6年度  
「東京都環境影響評価審議会」  
第8回総会  
速記録

令和6年11月26日  
対面及びオンライン併用

(午後 1 時30分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から報告申し上げます。現在、委員21名のうち11名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和6年度第8回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。

なお、本会議の傍聴は、Web上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

傍聴人の皆様にお知らせいたします。本日の審議会の資料については、環境局のホームページに掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードして御覧ください。

それでは、会長、お願いいたします。

○柳会長 それでは、ただいまから、令和6年度東京都環境影響評価審議会第8回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申1件、受理報告を受けることといたします。

それでは、次第1の「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は第一部会で審議していただきましたので、その結果について、第一部会長の奥委員から報告を受けることといたします。

それでは、奥委員、よろしくお願いいたします。

○奥委員 では、資料1を御覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○藤間アセスメント担当課長

令和6年11月26日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 奥 真美

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

#### 第1 審議経過

本審議会では、令和6年5月20日に「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

##### 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測は、A棟及びB、C棟それぞれにおいて解体及び建設工事に分けて行われており、その結果は評価の指標とした勧告基準値と同値又はわずかに下回る値となっている。また、工事期間も長期にわたることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、工事の進捗状況に合わせ、必要に応じてさらなる措置を検討すること。

##### 【風環境】

風環境における環境保全のための措置として、常緑樹を植栽するとしているが、防風植栽に与える日陰等の影響が懸念されることから、防風効果を備え、生育環境に適した樹木の選定等を行うとともに、継続的に防風効果が得られるよう、適切な維持管理を行うこと。また、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

付表については御覧のとおりです。

○奥委員 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、組合施行による池袋西口地区市街地再開発事業と、個人施行による池袋駅直上西地区市街地再開発事業の2事業で構成され、豊島区西池袋一丁目及び三丁目各地内において、約6.1haの事業区域に事務所、店舗、ホテル、住宅、駅施設、公共施設、駐車場等で構成される複合施設を整備するものです。

計画建築物の最高高さは、約270mが計画されております。

また、工事予定期間は、令和9年度から令和25年度までとなっております。

対象事業の種類は、高層建築物の設置でございます。

本評価書案は、令和6年5月20日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、事業段階関係区長である豊島区長、板橋区長、練馬区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、「都民の意見を聴く会」は、都民からの意見書の提出がなかったことから開催しておりません。

本件の審議に当たり、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、騒音・振動の意見ですが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、解体工事等の実施時に最大84dB、建築工事等の実施時に最大80dBで、勧告基準と同値またはわずかに下回る値となっております。

また、建設作業振動においても、勧告基準と同値となっております。

このため、環境保全のための措置を徹底し、建設作業騒音・振動の軽減に努めることと、工事は十数年にわたる長期間予定されており、工事工程の変更などが生じることも考えられるため、工事の進捗に応じて適切な保全措置を取るよう求めるものでございます。

次に、風環境の意見ですが、本事業では、計画地内北側にA棟、南側にB、C棟を建設する計画ですが、風環境の保全措置として、A棟建設敷地内北側に防風植栽を施すことと

しており、防風植栽に対して計画建築物による日陰等の影響が懸念されます。

そのため、防風植栽は、防風効果を備えたもので、生育環境に適した樹木の選定等を求めること、防風植栽による継続的な防風効果が得られるよう、適切な維持管理を将来にわたり行うことを求めることとしました。

また、事後調査においてその効果を検証し、必要に応じてさらなる対策を求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等はございますでしょうか。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

いかがでしょうか。

(無し)

○柳会長 特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○藤間アセスメント担当課長

6 東環審第34号

令和6年11月26日

東京都知事 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）

令和6年5月20日付6環総政第95号（諮問第555号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど朗読いたしました案文と同じでございます。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。

お手元の資料2を御覧ください。

11月の受理報告は、環境影響評価書1件、事後調査報告書4件、変更届2件、事後調査計画書2件、完了届1件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

では、資料8ページの「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連という資料を御覧ください。

「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」につきましては、令和6年10月31日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明いたします。

評価書案は令和5年9月28日の第7回総会で諮問され、令和6年5月20日の第1回総会において知事に答申されております。

当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しています。

評価書の追記ページは、後ほど御確認ください。

まず、大気汚染の1つ目の意見として、「工事の施行中及び完了後の予測時期におけるそれぞれの発生源ごとに予測が行われ、評価の指標を満足するとしているが、各予測時期には複数の発生源が同時に存在し、大気質への影響を与えることから、それぞれの発生源による寄与を重合した予測も行い評価するとともに、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「工事の施行中及び工事の完了後における大気質の重合予測について、結果概要を本編に、詳細を資料編に掲載した」とのことでした。

大気汚染の2つ目の意見として、「駐車場の供用に伴う大気汚染の予測では、駐車場排出ガスの最大濃度は環境基準を下回るとしているが、その出現地点付近には福祉施設が存在していることから、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「地下駐車場の供用に対する環境保全のための措置を追記した」とのことでした。

大気汚染の3つ目の意見として、「計画される熱源施設について、排出される窒素酸化物量は相当程度多いことから、熱源施設排出ガスの排出条件と排気口頭頂部の気象条件や近接する建物の状況等を検討し、高濃度汚染の発生が予想される場合には短期平均値についても予測を行い、その年間出現頻度を考慮した上で評価すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「熱源施設からの排出ガスによる大気質の短期予測

について、結果概要を本編に、詳細を資料編に掲載した」とのことでした。

騒音・振動の意見として、「建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は、勧告基準値と同値またはわずかに下回る値であり、また、計画地周辺には教育施設や福祉施設等が近接していることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、必要に応じてさらなる措置を検討すること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「建機稼働に伴う建設作業騒音について、環境保全のための措置を追記した」とのことでした。

風環境の1つ目の意見として、「本事業の計画地は、六本木駅に隣接して、不特定多数の人の利用が見込まれるが、風環境の予測結果では、敷地境界付近において、現況からの変化が一定程度生じる地点が多く見られることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じてさらなる対策を講じること」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置を補足追記した」とのことでした。

風環境の2つ目の意見として、「環境保全のための措置として、人工地盤上等へ防風植栽を施すとしているが、防風植栽に与える日陰等の影響が懸念されることから、防風効果を備え、生育環境に適した樹木の選定等を行うとともに、継続的に防風効果が発揮できるよう、適切な維持管理を行うこと」との内容です。

これに対する評価書の記載内容は、「環境保全のための措置を補足追記した」とのことでした。

続きまして、10月分受理報告に係る助言事項に対する事業者回答でございますが、回答はございません。

11月分受理報告に係る助言事項もございません。

受理報告に関する事務局からの報告は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見、御質問等がございますか。

速水委員、どうぞ。

○速水委員 「六本木五丁目西地区市街地再開発事業」の大気汚染の項目3つ目について意見したのですが。

それに対する対応についてですが、ここでやられていることは、いわゆる短期予測では

なくて、年間予測の中の一つの事例を取り出したものにすぎません。いわゆる建物影響を考慮したものではないということです、簡単でいいので建物影響、ダウンウォッシュの予測をしてほしかったというのが、私の評価書を見ての感想、コメントになります。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、速水委員の意見については、事務局から事業者に口頭で伝えておいていただければと思いますので、よろしく指導をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 はい、承知いたしました。

○柳会長 それでは、受理報告については以上で終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

(無し)

○柳会長 特にないようですので、これもちまして本日の審議会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退室)

(午後 1 時 49 分 閉会)